

民間におけるファンドを活用した福祉貢献型建物の自律的な整備促進等に関する検討会設置要綱

平成28年10月25日
28会管公第623号

(目的)

第1条 東京都は、子育て支援施設や高齢者向け施設といった福祉関連施設を含む建物である「福祉貢献型建物」の民間におけるファンドを活用した自律的な整備促進等に資するよう、官民連携ファンドによる福祉貢献型建物の整備促進等に取り組んでいるところであるが、将来的には民間においてファンドを活用して福祉貢献型建物の整備等が自律的になされるよう、官民連携ファンドにおける取組事例やこれに類する先行事例を題材にしながら、民間におけるファンドを活用した福祉貢献型建物の自律的な整備促進等に焦点を当てた課題の抽出及び対応策の検討を行い、報告書として取りまとめることにより、民間における自律的な取組を促すことを目的として「民間におけるファンドを活用した福祉貢献型建物の自律的な整備促進等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 検討会は、次の事項を検討し、検討会の委員は、各々の意見を表明する。

- (1) 民間におけるファンドを活用した福祉貢献型建物の自律的な整備促進等に向けた課題及びその対応策
- (2) その他(1)に関連して必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、民間におけるファンドを活用した福祉貢献型建物の自律的な整備促進等に向けた課題の検討に資する専門的知識等を有する者のうちから、東京都会計管理局長（以下「局長」という。）が委嘱する委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成29年3月31日までとする。

(検討会の運営)

第5条 検討会は、局長が招集し、主宰する。

- 2 局長は、急を要する場合など、必要と認めるときは、検討会を持回りで実施することができる。
- 3 局長は、検討会の目的を達成するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会への出席を求めることができる。

(会議等の公開)

第6条 検討会は公開で行うものとする。ただし、個人、法人その他の団体（組合を含む。）の秘密を保つために必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、検討会、その資料及び議事録を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 検討会の庶務は、東京都会計管理局管理部公金管理課において処理する。

(その他)

第8条 検討会で提供された資料等は、検討会において検討等を行うために利用するものとし、その他の目的に利用することはできないものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項があるときは、局長が別に定める。

附則 この要綱は、決定の日から施行する。